

日行連発第1506号
平成29年2月17日

各単位会長 様
各役員 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

行政書士法施行規則の一部改正について（お知らせとお願い）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第6号）が平成29年2月17日に公布され、同日施行されたことに伴い、同施行規則第2条の2及び第12条の2の改正が行われた旨について、総務省より別紙の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

特に第12条の2の改正につきましては、行政書士法人が行う出入国関係申請取次業務（特定業務）の範囲に係るものであり、新たに設立される法人はもとより、既存の法人であっても、定款の記載内容によっては変更登記（組合等登記令第3条）及び本会への届出（行政書士法第13条の11）が必要となります。

このことから、各単位会長におかれましては、本件に係る所属会員への周知を行っていただきたく、併せて何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、本会が「行政書士法人の手引」の中に示す当該部分の定款記載例につきまして、本改正を経て今後予定する記載例を別記いたしますので、ご参考願います。

また、行政書士法人の定款認証に際し、公証人の方々にご留意いただくため、同内容を日本公証人連合会へ別途発信済みであることを申し添えます。

記

（別記）「行政書士法人の手引」における定款記載例について

（別紙）行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

以上

「行政書士法人の手引」における定款記載例について

【現行】

(目的)

第2条

一～七 (略)

八 出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項に規定する申請に関し申請書、資料及び書類の提出並びに書類の提示を行う業務

九～十 (略)

【改正後】

(目的)

第2条

一～七 (略)

八 出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項の規定による申請、同法第十九条の十第一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第三項及び第六十一条の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一条第一項の規定による届出並びに同法第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者証明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十六条第一項、第二十八条第三項及び第二十九条第一項の規定による申請、同法附則第十六条第三項、第二十七条第五項、第二十八条第四項及び第二十九条第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者証明書の受領に係る業務

九～十 (略)

総行行第17号
平成29年2月17日

日本行政書士会連合会会長 殿

総務省自治行政局行政課長



行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第6号。以下「改正省令」という。）は、平成29年2月17日に公布され、同日施行されました。

改正省令の内容は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行に伴い、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第4条により行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「規則」という。）第2条の2第2項で定める指定試験機関の指定の申請の際の添付資料について規定の整備を行うとともに、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」の施行に伴い、法第13条の6の規定により規則第12条の2第1号で定める行政書士法人の業務範囲について規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、改正省令の施行が円滑に行われ、また、適切な運用がなされるよう御留意いただくとともに、各都道府県行政書士会に対しこの旨周知願います。

なお、各都道府県総務部長に対しては、改正省令の内容等について別添により通知していることを申し添えます。

行政書士法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関の指定の申請）</p> <p>第二条の二 法第四条第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款及び登記事項証明書</p> <p>二 〓十二（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項の規定による申請、同法第十九条の十第一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項第一号（第二十一条第</p>	<p>（指定試験機関の指定の申請）</p> <p>第二条の二 法第四条第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 〓十二（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第十二条第一項、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項に規定する申請に關し申請書、資料及び書類の提出並びに書類の提示を行う業務をいう。）</p>

四項及び第二十二條の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第三項（第二十二條の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十條第三項及び第六十一條の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二條第一項及び第二項、第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一條第一項の規定による届出並びに同法第十一條第二項（第十二條第三項、第十三條第二項及び第十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者證明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十六條第一項、第二十八條第三項及び第二十九條第一項の規定による申請並びに同法附則第十六條第三項、第二十七條第五項、第二十八條第四項及び第二十九條第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者證明書の受領に係る業務をいう。）

二〇四（略）

二〇四（略）

総行行第17号
平成29年2月17日

各都道府県総務部長 殿
(行政書士担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

行政書士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第6号。以下「改正省令」という。)は、平成29年2月17日に公布され、同日施行されました。

改正省令の内容は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行に伴い、行政書士法(昭和26年法律第4号。以下「法」という。)第4条により行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号。以下「規則」という。)第2条の2第2項で定める指定試験機関の指定の申請の際の添付資料について規定の整備を行うとともに、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)」の施行に伴い、法第13条の6の規定により規則第12条の2第1号で定める行政書士法人の業務範囲について規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、改正省令の施行が円滑に行われるとともに、適切な運用がなされるよう、御配慮くださいますようお願いいたします。

また、日本行政書士会連合会会長に対しては、別添の通り通知し、各行政書士会への周知を依頼しております。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。